山口地区の _ 人口と世帯数

(2月1日現在) (ロ 947人 (前月比 -6) 459人 488人 世帯数384世帯

男女

知っていますか山口の伝説 竜宮峡・乙姫岩

「やさかじまんカルタ展示」かるたで描く山口の自慢

ち」「乙姫岩」などがあり、この地域を大切に思って 展示しました。 やさか地区の小中学校から34枚の作 れました。作品の中には「しだれえのき」「ごへいも 品が集まり、山口小学校からは48枚の作品が展示さ まんカルタ」を坂下のショッピングセンターサラで の展示終了後、山口公民館で3月1日から3月6日 いる子どもたちの気持ちが伝わってきました。 2月、 やさか地区の公民館で企画した「やさかじ なお、山口小学校の子どもたちの作品は、サラで



まで展示します。



Ш

姫石) があり、付近は竜宮峡とい 太郎が住んでいました。 **寝覚の床(上松町)には釣好きの** あります。 ここには乙姫様が住み われる名勝で、浦島太郎の伝説が 木曽川の中ほどに大きな岩(こ

姫様の手厚い介抱を受けて元気に 鉄砲水に押し流されてしまいます。 なります。

釣好きな太郎は、

乙姫 この地へ流れ着いた太郎は、乙 ある時、釣りをしていた太郎は、

もそうしている訳にはいかず、寝覚の床へ帰ること を楽しみます。しかし、身分の違う太郎はいつまで になります。 山荘の大岩にドシンとあたり魚の跡がつきました。 岩から魚を釣ると、魚がはずれて12町内会の岩根 やがて2人は恋仲になり、太郎は故郷を忘れ毎日

太郎は土産に玉手箱をいただき、別れを惜しみな

三度往復して別れを惜しみました。 した。それを見送りに出られた乙姫様は、袖振岩まで

てしまいました。すると、不思議なことにその玉手箱 白髪の老翁になってしまい、再会することはできま から白い煙がぱっと出て、太郎はたちまち は、乙姫様よりいただいた不老の玉手箱をついに開け 宮で互いに待ち続けました。辛抱できなくなった太郎 再開を誓いながら、太郎は寝覚の床で、乙姫様は竜 せんでした。



現在は落合ダムの影響で い眺めであったそうです。 く流れはその名に相応し 砂浜には入り江や渦を巻 どの名を持つ岩々があり 袖振、伊勢、 屏風、 膳な は殿、獅子、波切、亀、 ますが、乙姫岩の周りに のより現実味をおびてい この伝説は一般的なも

っています。 た、この付近にはこの伝説にちなんだ屋号や地名も残 川床が上がり、周りの岩は見れなくなっています。ま

(広報やまぐち昭和48年9月及び山口村勢要覧より引用

「山口村誌」「山口の歴史」内容の訂正について

がら、下島、中島、八重島とわたり浦島より帰りま |の誤りによるものですので、併せて訂正をお願いするとともにお |迦如来] となります。これは引用元である山口村誌(下巻74頁| | 11 頁中にある光西寺本尊 「阿弥陀如来」 について、 正しくは 「釈 詫びいたします。 先月、山口まちづくり協議会配布の「中津川市山口地区の歴史

無断駐車はご遠慮願います。〔山口公民館駐車場〕

山口公民館駐車場は、公民館と総合事務所を利用する方のためのものです。

たまに、乗り合わせ場所にして駐車している車両を見かけますが、緊急時等移動が必要な際に連絡が取れないので、無断駐車はしないようお願いします。

無断駐車車両については、警察を通じ連絡させていただく場合もあります。学校、自治会、まち協行事など、他の目的で駐車を希望される方(公民館利用者以外の方)は、予め申し出て許可を得るようにしてください。



3月ゴミ収集日

【不燃ごみ】 2日(水)

【資源・硬質ごみ】 28日(月)

【大型ごみ】※22日(火)

- ※事前に申し込みが必要です
- 3 月環境センターへ直接搬入できる日曜日 13日・27日



新型コロナワクチン接種のお知らせ(12)

■接種時期が来たら、早めの接種をご検討ください

新型コロナウイルスワクチンの追加 (3回目)接種が始まっています。 順次、接種券付き予診票を送付します。 早めの接種をご検討ください。

65 歳以上の方、基礎疾患がある方などは2回目接種の6カ月経過後から3回目接種が可能になります。それ以外の方も、今後接種時期の前倒しの可能性がありますので、詳しくはホームページをご確認ください。

☞広報なかつがわ3月号20ページ参照



■中津川市コロナワクチンコールセンター ☎0573-65-5100

中津川市HP

<ワクチン接種後も基本的な感染防止対策を>



20=

~毎月第3日曜日は家庭の日です~

【家庭の日とは】

家庭の日運動は、1955 年(昭和 30 年)に鹿児島県のちいさな町で生まれました。家庭の中で家族の絆が薄れつつあることから「家庭を大切に」という願いと、当時ほとんど休みのなかった農業従事者のために「農休日」をという考えが一緒になって生まれました。岐阜県では、昭和42年に岐阜県家庭の日を定める条例を設置し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めました。

家庭は、ふれあいと安らぎの場であるとともに、青少年の人格が形成される基盤です。また、人との関係のあり方や社会のルールを学ぶ場でもあります。

これらのことを家庭や地域が再認識し、「心豊かで明るい家庭」づくりを進めることが望まれています。

「家庭の日」をきっかけに家庭の大切 さや家族のあり方について見つめ直して みましょう。 (岐阜県ホームページょり)

「地域の おじさん おばさん ありがとう」

きもちのよい あいさつはできていますか? 感謝の気持ちを忘れずに。

中津川市青少年健全育成推進市民会議